

一般競争入札(郵便入札)の実施について

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けについて、郵便入札による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により下記のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

記

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けに係る賃貸借契約

(2) 貸付施設等名称 河瀬公園

(3) 貸付場所および面積、予定価格等

物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
1	彦根市川瀬馬場 町 641 番地 1	河瀬公園西側エ ントランス部 (別紙 1 参照)	1.44 m ² (W1.6m × D0.9m)	1m90 cm以内	22,728 円

(4) 契約期間

令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日から令和 11 年 (2029 年) 3 月 31 日まで

(更新なし)

(5) 貸付条件等

詳細は、河瀬公園飲料用自動販売機設置事業者募集要項(以下「募集要項」という。)および河瀬公園飲料用自動販売機設置に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める欠格者でないことおよび同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- (5) 個人にあっては、彦根市内に住所を有すること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を有すること。
- (8) 法人にあっては、県内市町税(法人市町民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。
- (9) 個人にあっては、彦根市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加資格の確認

この入札に参加する者は、前項の要件を満たすほか、彦根市飲料用自動販売機設置事業者選定に係る入札参加資格者審査実施要項(以下「審査実施要項」という。)または募集要項に定めるところにより、入札参加資格を有することの確認を受けていなければならない。

(2) 入札参加資格確認の申請期間

令和8年2月9日(月)から同月18日(水)までの日(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までの間。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(3) 提出・問合せ先

彦根市元町4番2号

彦根市人事部働き方・業務改革推進課

電話：0749-30-6149

※提出期間内に、提出に必要な書類を郵送してください。(消印有効)

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

4 入札書の送付方法等

- (1) 入札書を送付する場合は、入札書のみ封筒に封印し、その封筒の裏面に「入札名」を朱書きで記載すること。
- (2) 上記(1)の封筒に、彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しを添えて、郵送用の封筒に封かんすること。
- (3) 上記(2)の郵送用の封筒の表面には、5(1)の送付場所の各記載事項のほか、「入札書在中」、「入札名」おならびに5(2)の「送付期限」を朱書きで記載すること。
- (4) 郵送用の封筒は、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかの方法により送付すること。

5 入札書等の送付場所および送付期限

- (1) 送付場所

〒522-8501

彦根市元町4番2号

彦根市都市政策部都市計画課 彦根郵便局留

※ 「彦根郵便局留」と必ず記載すること。

- (2) 送付期限

令和8年3月6日(金)までに彦根郵便局において都市政策部都市計画課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされること。

6 入札の開札の日時および場所

- (1) 日時

令和8年3月9日(月) 午後1時30分

- (2) 場所

彦根市役所 相談室2-1

所在地 彦根市元町4番2号

電話 0749-30-6124(都市政策部都市計画課)

7 入札保証金

免除

8 入札の無効および失格等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 持参、宅配便等で彦根市都市政策部都市計画課に直接提出されるなど、4 および 5(1) の送付方法によらない入札

ウ 5(2) の送付期限より後に彦根郵便局に到達したもの

エ 彦根郵便局において彦根市都市政策部都市計画課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされなかったもの

オ 彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しが添付されていないもの

カ 入札書に記載した金額その他記載することが必要な事項が不明確な入札

キ 同一の入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札

ク 入札書に記名押印しないで行った入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

サ 入札参加資格確認の申請の提出書類に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 予定価格未満の入札は失格とする。

9 審査実施要項、募集要項、仕様書、契約条項等の閲覧および交付の場所および期間

(1) 閲覧および交付の場所

彦根市元町 4 番 2 号

彦根市都市政策部都市計画課

(2) 閲覧および交付の期間

令和 8 年 2 月 9 日(月)から同年 3 月 6 日(金)までの日(彦根市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

※ 彦根市ホームページの当該公告掲載ページからダウンロード可

(https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/toshi_seisaku/7_1/index.html)

10 その他

この入札に係る詳細は、募集要項、仕様書および審査実施要項による。

11 契約に関する事務を担当する課

〒522-8501

彦根市元町4番2号

彦根市都市政策部都市計画課

電話 0749-30-6124